

消費者教育推進会議運営規程

平成25年3月6日
消費者教育推進会議決定

(総則)

第1条 消費者教育推進会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）及び消費者教育推進会議令（平成24年政令第291号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議への出席)

第2条 会長は、専門委員を会議に出席させ、事案につき説明させ、又は意見を述べさせることができる。

2 会長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の表明を求めることができる。

(会議の公開)

第3条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(議事録)

第4条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により、議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(小委員会)

第5条 会議は、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。

- 3 小委員会に座長を置き、当該小委員会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 座長は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その定めるところにより、小委員会の議決をもって会議の議決とすることができる。
- 7 第2条、第3条及び第4条の規定は、小委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは、「小委員会」と、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成25年3月6日から施行する。